プレスリリース



令和5年12月11日(月) 保健福祉部障がい福祉課 主幹兼副課長 宍戸 章秀 電話:024-521-7314 内線:2551 こども未来局児童家庭課 主幹 若松 孝浩 電話:024-521-8664 内線:2683

障害者手帳におけるマイナンバー紐付け点検の結果について

1 概要

障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)について、国からの指示によりマイナンバーの紐付け誤りの有無を点検した結果、精神障害者保健福祉手帳において5件の紐付け誤りを確認しました。

また、誤りのあった5件については、直ちに紐付けを解除するとともに、修正作業を完了しました。

2 経緯

国からマイナンバーによる情報連携について点検指示があり、デジタル庁及び厚生労働 省作成の点検マニュアルに基づき、本年9月から作業を実施しました。

点検作業に先立ち、事前に各自治体の登録業務の実態調査が行われ、その結果、本県は 点検Bによる点検を行うことになりました。

〈点検の概念図(厚労省の点検マニュアルより抜粋)〉



3 点検対象件数

	対象件数	所管課	紐付け実施機関
身体障害者手帳	34,341 件	障がい福祉課	障がい者総合福祉センター
(中核市分は除く)			
精神障害者保健	17,062件	障がい福祉課	精神保健福祉センター
福祉手帳			
療育手帳	14,708件	児童家庭課	障がい者総合福祉センター

4 点検結果について

精神障害者保健福祉手帳について5件の紐付け誤りを確認しました。 身体障害者手帳、療育手帳について紐付け誤りは確認されませんでした。

5 精神障害者保健福祉手帳の紐付け誤りについて

(1) 経過

精神障害者福祉手帳は2年に1度更新手続きが必要となっていますが、今回の5件については、当初の登録の際に、誤って別人のマイナンバーで紐付けがされ、その後の更新手続きの際に誤りに気付いたものの、システムのデータの修正が不十分であった(手帳台帳システムのみ修正、統合宛名システムの修正が漏れた)ことから、両システムでのマイナンバーが不一致となり、今般の点検で紐付け誤りが判明しました。

(2)原因

当初の登録の際に紐付け誤りが発生した原因は、交付申請書の記載誤り及び受付時のチェック漏れ、県機関におけるシステムへのデータ入力誤り、と考えられます。

(3) 事後対応及び影響

誤りがあった5件について直ちに紐付けを解除し、修正作業を完了するとともに、 紐付け誤りがあった方への謝罪を進めております。

なお、紐付け誤りにより、本人以外の手帳情報(手帳番号、交付年月日、等級コード)がマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていましたが、特定の個人を識別できる情報(マイナンバー、氏名、生年月日、住所等)は含まれておらず、誤って紐づけられていた情報が閲覧された履歴も確認されていません。

6 再発防止策

- ・ 交付申請書の受付窓口である市町村に対し、マイナンバーの本人確認を徹底するよ う通知文書を送付します。
- 県機関での複数職員によるチェック体制を徹底します。
- ・ 申請書様式の改正を検討します。 (マイナンバーの誤記入を防止、市町村における確認欄の追加等)

7 国への報告について

点検結果については11月30日に国へ報告しております。 また、国においても全国の点検結果を公表する予定です。